

。電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（附則第五十七条関係）

改正案	現行
（他の国税に関する法律の規定の適用） 第十一条（略） 2（略） 3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）並びに法人税法第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び同法第百二十七条第二項第一号の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十七条第一項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」と、同条第二項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする。	（他の国税に関する法律の規定の適用） 第十一条（略） 2（略） 3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百五十条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）及び法人税法第百二十七条第一項第一号（青色申告の承認の取消し）（同法第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第百五十条第一項第一号及び法人税法第百二十七条第一項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする。